

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 692 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 692 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 5 年 5 月 22 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 5 年 5 月 22 日（月） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長 13 番 久野 一弘

副会長 12 番 深谷 勝義

委 員 1 番 近藤 武

2 番 服部 啓子

3 番 濱島 守

4 番 本田 貴士

5 番 鈴木 広子

6 番 竹内 敬三

7 番 相羽 誠二

8 番 深谷 英一

9 番 神谷 登

10 番 成田 正彦

11 番 加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

14 番 浅田 勲

15 番 大嶋 英二

16 番 加古 俊治

17 番 鈴置 省悟

18 番 深谷 幸子

19 番 山口 茂樹

・欠席委員

（農業委員） 欠席者なし

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 692 回）

令和 5 年 5 月 22 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理 について	
3	報告 2	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
4	報告 3	使用貸借契約の解約通知について	
5	報告 4	農地改良届について	
6	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
7	議案 2	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
8	議案 3	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 決定について（利用権設定）	
9	議案 4	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計 画の決定について（一括方式）	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武
事務局 下谷 敏信
 花田 佳明

(久野一弘 議長)

ただいまから第 692 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名全員の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員 6 名全員の出席をいただいております。

報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について』から、日程第 5、報告第 4 号『農地改良届出について』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第 1 号『農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について』から、報告第 4 号『農地改良届出について』までを、ご説明いたします。

始めに、報告第 1 号『農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について』をご説明します。市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書 1 頁から 4 頁までの 12 件です。畑が 15 筆、田が 5 筆で、転用面積は合計で 4,939.44 m²です。転用目的は、宅地が 10 件、資材置場が 2 件です。

続いて、報告第 2 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出させていただくもので、議案書 5 頁の 1 件です。畑と田がそれぞれ 3 筆で、合計で 2,098 m²の届出がありました。

続いて、報告第 3 号『使用貸借契約の解除通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地の使用貸借契約に係る合意解約の通知で、議案書 6 頁から 7 頁までの 6 件です。畑が 28 筆で、合計で 18,227 m²の届出がありました。

最後に、報告第 4 号『農地改良届出について』をご説明します。農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書 8 頁の 2 件です。田が 2 筆で、1,618 m²の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準の全ての項目に適合しております。

以上の報告案件につきましては、局長専決処理のうえ、受理通知した旨を報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第 1 号から報告第 4 号までについて、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、日程第 6、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請につい

て』の1件を上程します。なお、この案件については、浅田勲委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、浅田勲委員は、退室をお願いします。

(浅田 勲委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第1号の1件について、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明します。

農地を農地として権利の設定、移転を行うもので、議案書9頁の大府市農業委員会許可案件1件です。畑が1筆で、76㎡の申請です。

取得の目的については、申請地が自宅から近く、効率よく耕作及び管理ができることから、規模拡大を図るために取得するものです。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

1番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を全て満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 委員)

特に無いようですので、議案第1号を裁決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員挙手ですので、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたします。浅田勲委員は入室してください。

(浅田 勲委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、日程第7、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請

について』3件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の3件をご説明します。

市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書10頁の愛知県知事の許可案件3件です。内訳は、畑が4筆の合計で1,684㎡の申請です。

1番の案件は、教会及び駐車場を整備する目的で、宅地と駐車場に転用するものでございます。農地区分は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連坦している区域に近接する農地で、概ね10ha未満の農地の区域にあるものに該当しますので、第2種農地と判断することができます。

2番の案件は、従業員駐車場を拡張する目的で、駐車場に転用するものでございます。農地区分は、1番の案件と同様に、第2種農地と判断することができます。

3番の案件は、新たに資材置場を確保する目的で、資材置場に転用するものでございます。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、既存施設の拡張のうち既存の敷地面積の2分の1を超えないものに該当しますので、第1種農地と判断することができます。

なお、この案件につきましては、昨年9月の農業委員会総会において農振除外案件としてご審議いただいたものでございます。

いずれの案件も、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、大嶋英二委員どうぞ。

(大嶋英二 委員)

1番の申請地は、土地造成はなく整地のみです。雨水は、設置する側溝を経由して、既設の道路側溝に排水することから、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、相羽誠二委員どうぞ。

(相羽誠二 委員)

2番の申請地は、土地造成はなく整地のみで砕石敷です。砕石敷のため、雨水は、地下へ自然浸透することから、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、近藤武委員どうぞ。

(近藤 武 委員)

3番の申請地は、土地造成はなく整地のみです。雨水は、雨水貯留浸透槽で集水し、既設の集水桝を経由して道路側溝に排水することから、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第8、議案第3号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（利用権設定）』の3件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（利用権設定）』をご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書11頁の3件です。内訳は、畑が4筆、田が1筆で、合計で3,841㎡の申請です。

借り手は、市内の方が2名、市外の方が1名で、いずれの方も農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 3 号は、原案のとおり決定します。

次に、日程第 9、議案第 4 号『農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）』の 3 件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 4 号『農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）』をご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、『農用地利用集積計画』が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するものです。

議案書 12 頁の 3 件で、内訳は、畑が 4 筆、田が 1 筆で、合計で 6,944 m²の申請です。借り手は、市内の方が 2 名で、いずれの方も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第 4 号について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 4 号は、原案のとおり決定します。

これで、全案件の審議が終了しました。

以上を持ちまして、第 692 回総会を閉会します。